

令和 5 年 6 月 3 0 日作成

令和 5 年 1 1 月 3 0 日改訂

令和 6 年 1 月 2 9 日改訂

おいらせ町地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称
おいらせ町地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>おいらせ町は、八戸市や三沢市等の隣接都市への広域的な移動手段として、青い森鉄道が南北に運行するほか、八戸市・十和田市への広域的な移動手段として十和田観光電鉄の路線バス（八戸線・地域間幹線系統）が運行している。</p> <p>鉄道及び路線バスについては、当町の通勤・通学等における移動手段として重要な役割を担っているほか、町内に立地する大型商業施設等への他市町村からの移動手段としての役割も担っている。</p> <p>また、鉄道及び路線バスでカバーしきれない町内での移動に対応するため、町民バスを運行し、町民の日常生活の移動手段として重要な役割を担っている。</p> <p>一方、公共交通全体の利用者数の減少により運行収益の悪化及び財政負担の増加を招いている状況にあり、町民バス運行の維持にあたっては非常に厳しい状況が続いている。</p> <p>また、定路線型で運行する町民バスでは、住民の移動ニーズに対応しきれない実情もあり、住民からの改善要望も多く上がる状況にあり、サービス改善に向けた検討が必要な状況にある。</p> <p>このことから、町民バスの運行について、適切に見直しを行うとともに、当町に適した移動サービスとして新たにデマンド型乗合バス（おいらバス）を運行している。（2022年4月導入）</p> <p>なお、こうした公共交通サービスの見直しを前提としながら、鉄道・路線バスをはじめ、町内を運行する町民バス・デマンド型乗合バス等、当町の公共交通については、町民の日常生活の移動（買物・通学・通院等）において必要不可欠であるとともに、また、当町への来訪者における商業施設等への移動手段として、当町の活性化を支える重要な役割も担っていることから、これらの路線を今後も存続することが重要である。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持改善事業により、町民バス（北線・市街地循環線）及びデマンド型乗合バス（おいらバス）を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1） 事業の目標
<p>①町民バス及びデマンド型乗合バスの収支率を 25%以上（直近年度の実績：22.2%（町民バス 26.5%/おいらバス 17.9%））とする。</p> <p>②町民における「バス交通の利便性」に対する不満の割合を 15%以下（直近年度の実績 19.1%）とする。※町民アンケート調査（毎年度 3 月、総合計画策定時は 8 月実施）</p>
（2） 事業の効果

町民バス（北線・市街地循環線）を維持することにより、路線バスの運行が無い北部エリアの高校生の通学手段や高齢者等の通院手段が確保されるとともに、町民及び来訪者における鉄道駅や公共施設・商業施設等への移動の利便性が確保される。

また、おいらバスを運行継続することにより、これまで定時定路線の運行ではカバーしきれなかったエリアの住民の移動手段が確保され、町民における日常生活の利便性向上が図られる。

さらには、幹線・支線のネットワークが構築されることにより、町内外の広域的な移動の利便性が確保され、隣接する都市（八戸市・三沢市など）への町民の移動手段が確保される。

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・町内の公共交通ネットワークの経路図及びダイヤを示す「おいらせ町公共交通ガイドブック」を作成し、配布する。（おいらせ町）
- ・町の広報誌を活用し、町民バス及びデマンド型乗合バスの運行に関する周知を行う。（おいらせ町）

### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。

### 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

おいらせ町から運行事業者への委託料額については、運行収入及び国庫補助金（運行事業者が交付を受ける場合に限る。）を、運行経費から差し引いた差額分を負担することと契約書において定めている。

### 6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

- ・岩手県北自動車株式会社南部支社（町民バス 北線・市街地循環線）
- ・三八五交通株式会社（おいらバス）
- ・富岡 良彦（おいらバス）
- ・有限会社円徳タクシー（おいらバス）

### 7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※該当なし

### 8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認められたシステムの概要 【地域間幹線システムのみ】

※該当なし

### 9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村

<p>に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧  <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項  <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性  <b>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要  <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b></p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性  <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果  <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>※該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>※該当なし</p>
<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する</p>

<p>費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>※該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>※該当なし</p>
<p>19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>20. 協議会の開催状況と主な議論</p>
<p>令和4年4月27日（R4第1回） 町民バス一部路線の廃止に係る協議（書面決議）          令和4年6月17日（R4第2回） R5生活交通確保維持改善計画の協議・承認（書面協議）          令和5年1月13日（R4第3回） R5生活交通確保維持改善計画の事業評価（書面協議）          令和5年3月17日（R4第4回） R5生活交通確保維持改善計画の変更協議（書面協議）          令和5年6月29日（R5第1回） R6生活交通確保維持改善計画の協議・承認          令和5年11月30日（R5第2回） R6生活交通確保維持改善計画の変更協議（書面協議）          令和6年1月29日（R5第3回） R6生活交通確保維持改善計画の変更協議・承認</p>
<p>21. 利用者等の意見の反映状況</p>
<p>町民アンケート調査や利用者を対象としたアンケート調査を実施し、意見を集めた。</p>

22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	青森県企画政策部交通政策課（オブザーバー）
関係市区町村	おいらせ町
交通事業者・交通施設管理者等	十和田観光電鉄(株)、(一社)青森県タクシー協会、三沢警察署
地方運輸局	東北運輸局青森運輸支局
その他協議会が必要と認める者	おいらせ町民生委員児童委員協議会、おいらせ町連合町内会、十和田観光電鉄労働組合、一般公募(町民2名)

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 青森県上北郡おいらせ町中下田 135-2

(所 属) おいらせ町 政策推進課

(氏 名) 田中 繁幸

(電 話) 0178-56-4273

(e-mail) shigeyuki.tanaka@town.oirase.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。